

第5 違法行為に対する罰則、行政処分等

1 違法行為に対する罰則

労働者供給に関連する違法行為による主な罰則は、次のとおりである。

(1) 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1 年以上 10 年以下の拘禁刑又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる（法第 63 条）。

- イ 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって労働者の供給を行い、又はこれに従事したとき（第 1 号）
- ロ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者の供給を行い、又はこれに従事したとき（第 2 号）

(2) 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 64 条）。

- イ 偽りその他不正の行為により、労働者供給事業の許可を受けたとき（第 1 号の 2）
- ロ 法第 46 条において準用する第 41 条の規定による労働者供給事業の停止の命令に違反して労働者供給事業を行ったとき（第 8 号）
- ハ 厚生労働大臣の許可を受けずに労働者供給事業を行ったとき（第 10 号）

(3) 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、6 箇月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処せられる（法第 65 条）。

- イ 改善命令に違反したとき（第 8 号）
- ロ 虚偽の広告をし、又は虚偽の条件を提示して、労働者の供給を行い、者又はこれに従事したとき（第 9 号）
- ハ 労働条件が法令に違反する工場事業場等のために労働者の供給を行い、又はこれに従事したとき（第 11 号）

(4) 次に該当するときは、その違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 66 条）。

- イ 法第 49 条又は法第 50 条第 1 項の規定に違反して、故なく報告せず、又は虚偽の報告をしたとき（第 9 号）
- ロ 法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき（第 10 号）
- ハ 法第 51 条第 1 項の規定に違反して、秘密を漏らした労働者供給事業者等（第 11 号）

2 違法行為に対する行政処分等

(1) 概要

労働者供給事業者において法に違反する行為があった場合、労働者供給事業者は、許可の取消し（法第 46 条において準用する法第 41 条第 1 項）、事業停止命令（同項）及び改善命令（法第 48 条の 3）の行政処分の対象となる。この場合、許可の取消しの行政処分を行うときは聴聞を行い、事業停止命令又は改善命令の行政処分を行うときは弁明の機会を付与しなければならない。また、労働者供給を受けようとする者は、勧告（法 48 条の 3 第 2 項）及び公表（法 48 条の 3 第 3 項）の対象となる。

（２）許可の取消し

イ 概要

厚生労働大臣は、許可を受けて労働者供給事業を行う者が、職業安定法若しくは労働者派遣法（第３章第４節を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、その事業の許可を取り消すことができる（法第４６条において準用する第４１条第１項）。

ロ 意義

許可の取消しは、当該事業所において、労働者供給事業を引き続き行わせることが適当でない場合に行うものである。

（３）事業停止命令

イ 概要

厚生労働大臣は、許可を受けて労働者供給事業を行う者が、職業安定法若しくは労働者派遣法（第３章第４節を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命ずることができる（法第４６条において準用する第４１条第１項）。

ロ 意義

事業停止命令は、当該事業所において事業を引き続き行わせることが適当でないといえないような場合について、事業停止期間中に事業運営方法の改善を図るため、また、一定の懲戒的な意味において行うものである。

（４）改善命令

イ 概要

厚生労働大臣は労働者供給事業者が、その業務に関し職業安定法又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（法第４８条の３第１項）。

ロ 意義

改善命令は、違法行為そのものの是正を図るのではなく、法違反を起こすような労働者供給事業の運営方法そのものの改善を行わせるものである。

ハ 権限の委任

改善命令に関する権限は、当該労働者供給事業を行う者の主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所又は当該者から労働者供給を受けようとする者の当該労働者供給に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（５）勧告

イ 概要

厚生労働大臣は、労働者供給を受けようとする者が、法第５条の３第２項若しくは第３項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して法第４８条の２の規定により指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、法第５条

の3第2項又は第3項の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。（法第48条の3第2項）。

ロ 権限の委任

勧告に関する権限は、当該労働者供給を受けようとする者に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（6）公表

イ 概要

厚生労働大臣は、法第48条の3第2項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた労働者供給を受けようとする者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。（法第48条の3第3項）。

ロ 意義

公表は、公表される者に対する制裁効果に加え、労働者供給事業者及び供給される労働者に対する情報提供・注意喚起及び他の労働者供給を受けようとする者に対する違法行為の抑止といった効果を期待することができる。

ハ 権限の委任

公表に関する権限は、当該労働者供給を受けようとする者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 行政処分を行った労働者供給事業者の公表

（1）概要

行政処分を行った労働者供給事業者については、適正な事業運営の確保が十分に期待できないことから、供給される労働者及び労働者供給を受ける者に対する情報提供を目的とし、事業者名等を公表することとする。

本公表は、あくまで、情報提供の目的で実施するものであるところ、違法行為について勧告を受けた求人者がこれに従わなかった際にその旨を公表（法第48条の3第3項）する場合のように、「公表される者に対する制裁効果や違法行為の抑止といった効果」を期待するものではなく、当該事業者に対する処罰を目的とするものではない。

具体的には、厚生労働大臣又は都道府県労働局長において法第46条で準用する法第41条第1項及び法第48条の3に基づき行政処分を行った場合は、当該事業者名等の公表を行う。当該公表については、厚生労働省及び事業者を管轄する都道府県労働局のホームページにおいて行うこととする。

（2）公表内容

イ 公表日

ロ 事業者情報

ハ 処分内容

ニ 処分理由